

第六次環境基本計画に向けた基本的事項に関する検討会 開催要綱

1. 目的

平成 30 年 4 月策定された第五次環境基本計画（以下「第五次計画」という。）では、策定後 5 年程度が経過した時点を目途に計画内容の見直しを行い、必要に応じて計画の変更を行うことが規定されており、令和 5 年度から中央環境審議会等で第五次環境基本計画の見直し、すなわち第六次環境基本計画（以下「次期計画」という。）の策定のための検討を行う必要がある。

第五次計画が策定された当時から、世界情勢や環境問題を取り巻く社会経済の状況は大きく変化している。こうした中、我が国は、炭素中立（カーボンニュートラル）、循環経済（サーキュラーエコノミー）、自然再興（ネイチャーポジティブ）の同時達成に向け、2030 年・2050 年という中・長期目標の達成に向け、取組を進める必要がある。

そこで、本検討会では、特に第一次環境基本計画策定後の 30 年の環境行政と環境・経済・社会的課題との関係を振り返り、新型コロナウイルスの世界的まん延や地政学的危機及び GX の進展等新たな状況を踏まえた今後の環境・経済・社会のあり方を俯瞰するとともに、第五次計画で示された循環共生型社会、地域循環共生圏の考え方や政策上の基本原則を踏まえつつ、持続可能で希望が持てる経済社会の実現に向けた基本的考え方や国際戦略といった、次期計画の策定に向けた基本的事項の検討を行う。

本検討会の成果については、令和 5 年度中央環境審議会総合政策部会における次期計画策定に向けた議論において活用していくこととする。

2. 名称

本検討会は、「第六次環境基本計画に向けた基本的事項に関する検討会」と称する。

3. 検討事項

本検討会では、以下に掲げる検討を実施する。

- (1) 30 年間の環境行政と環境・経済・社会的課題の関係の振り返り及び今後の展望
- (2) 循環共生型社会の考え方や基本原則を踏まえた基本的方向性と国全体の方針
- (3) 地域循環共生圏と国際戦略
- (4) その他次期計画の検討に必要な基本的事項

4. 組織等

- (1) 本検討会は、委員 8 名で構成する。
- (2) 本検討会に座長を置く。座長は、本検討会を総理する。
- (3) 座長は、検討会に、必要に応じて有識者を招聘し、意見を聞くことができる。
- (4) 委員は、環境省大臣官房総合政策課の同意を得て有限責任監査法人トーマツが委

嘱する。

- (5) 委員の委嘱期間は、有限責任監査法人トーマツが委嘱した日から当該日の属する年度の末日までとする。

5. 開催時期・回数

令和4年12月～令和5年3月までに4回程度の開催とする。

6. 審議内容等の公開等

本検討会は、公開で行うこととし、検討会資料も公開とする。

毎会議後、議事要旨を作成し、関係者に確認を得た後に公開することとする。

議事要旨の扱いは資料と同様とする。

7. 庶務

本検討会の庶務は、環境省大臣官房総合政策課の同意を得て、有限責任監査法人トーマツにおいて処理する。

以上